

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年四月一日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第七号中「子ども手当及び」を削る。

別表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、同表第三局国土交通検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所」に改め、同局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所」に改め、同局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改め、同局環境検査課の事務分掌事項欄中「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改め、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「並びに独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人国立大学財務・経営センター並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、同局上席調査官（文部科学担当）の事務分掌事項欄中「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構及び独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同局農林水産検査第四課の事務分掌事項欄中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究センター」を「国立研究開発法人農林水産総合研究センター」に改め、同局農林水産検査第三課の事務分掌事項欄中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同局農林水産検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同局農林水産検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究センター及び独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究センター」に改め、同局農林水産検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人森林総合研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○説明

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則案について

1 子ども手当の取扱いの終了に伴う改正

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号。以下「子ども手当法」という。）第十六条の規定により本院において行われることとされている、本院職員に対する子ども手当の受給資格の認定、支給等に関する事務は、人事課の所掌事務とされているところである。

今般、子ども手当法の規定により、子ども手当の受給資格の認定の請求は平成二十四年九月三十日までに行うこととされているが、子ども手当の支給を受ける権利は、二年を経過したときは時効によって消滅することとされているため、二十七年以降支給されることがなくなり、子ども手当の支給に係る事務は行われなくなることになった。

このため、人事課の所掌事務について所要の改正を行うものである。

2 独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う改正

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）が二十七年四月一日に施行されることに伴い、独立行政法人は、その事務及び事業の特性に応じて、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人に分類されることなどとされた。これらのうち、国立研究開発法人は、研究開発に係る業務を主要な業務として、国が定める中長期的な目標を達成するための計画に基づき業務を行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人とされ、その名称中に国立研究開発法人という文字を使用することとされた。そして、同法と同日に施行される独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「整備法」という。）により、国立研究開発法人に分類されることとされた各独立行政法人は、その名称中の独立行政法人の文字を国立研究開発法人に変更することとされている。

このため、別表第二局厚生労働検査第一課、同表第三局国土交通検査第一課、同局国土交通検査第二課、同局国土交通検査第五課、同局環境検査課、同表第四局文部科学検査第一課、同局上席調査官（文部科学担当）、同局農林水産検査第三課、同局農林水産検査第四課、同表第五局情報通信検査課、同局経済産業検査第一課及び同局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄について所要の改正を行うものである。

3 独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人国立健康・栄養研究所の統合等に伴う改正

独立行政法人医薬基盤研究所（以下「基盤研究所」という。）は、国がその資本金の二分の一以上を出資している法人であり、その会計は会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十二條第五号の規定に該当する必要がある検査対象として本院の検査が行われてきた。

また、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「健栄研究所」という。）は、国から運営費交付金の交付を受けている法人であり、その会計は同法第二十三條第一項第三号の規定に該当する選択的検査対象として本院の検査が行われてきた。

今般、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）が二十七年四月一日に施行されることに伴い、健栄研究所は解散し、その業務は基盤研究所に承継されるとともに、基盤研究所は、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「基盤・健栄研究所」という。）に名称を変更し、新たに、医薬品及び健康・栄養に関する研究等を実施する法人とすることとされた（なお、基盤・健栄研究所は、同日に施行される整備法により、国立研究開発法人に分類されることとされ、その名称を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に

変更することとされている。)

基盤・健栄研究所は、基盤研究所及び健栄研究所の業務を基本的に引き継ぐものとされていることなどから、基盤・健栄研究所の検査に関する事務については、これまで基盤研究所及び健栄研究所の検査に関する事務を分掌してきた第二局厚生労働検査第一課が引き続き分掌することが適当であると考えられる。

このため、別表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄について所要の改正を行うものである。

4 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴う改正

独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号。以下「機構法」という。)が二十七年四月一日に施行されることに伴い、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成等を行う独立行政法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が設立されることとなった(なお、機構は、同日に施行される整備法により、国立研究開発法人に分類されることとされ、その名称を国立研究開発法人日本医療研究開発機構に変更することとされている)。そして、機構に対しては国から機構法附則第二条第一項の規定に基づき物品等が承継されたり、運営費交付金が交付されたり、機構の実施する業務について補助金が交付されたりすることから、その会計は会計検査院法第二十三条第一項第三号に規定する選択的検査対象に該当する。

機構に対しては、文部科学省が運営費交付金を交付するとされていることから、機構に係る検査においても同省の意見を聴取することが頻繁となることが想定されること、また、研究機関における研究開発等に対する助成については、独立行政法人科学技術振興機構(なお、同機構は、同日に施行される整備法により、国立研究開発法人に分類されることとされ、その名称を国立研究開発法人科学技術振興機構に変更することとされている。)及び独立行政法人日本学術振興会(以下「両法人」という。)が類似の業務を実施しており、これらの検査と併せて機構の検査を行うことが効果的かつ効率的であると考えられることなどから、文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く。)及び両法人の検査に関する事務を分掌している第四局文部科学検査第一課が機構の検査に関する事務について分掌することが適当であると考えられる。

このため、別表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄について所要の改正を行うものである。

5 この規則は、公布の日から施行する。

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

第三条 人事課は、次の事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 児童手当に関する事

八 その他人事に関する事

第三条 人事課は、次の事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 子ども手当及び児童手当に関する事

八 (同上)

別表（第八条、第九条関係）

別表（第八条、第九条関係）

第三局		第二局	局
国土交通 検査第一課	(略)	厚生労働 検査第一課	課及び 上席調査官
国土交通省（他の課の所掌に属する分を除く。） 、国立研究開発法人土木研究所、国	(略)	厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。） 、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬品基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務	事 務 分 掌 事 項

第三局		第二局	局
国土交通 検査第一課	(略)	厚生労働 検査第一課	課及び 上席調査官
国土交通省（他の課の所掌に属する分を除く。） 、独立行政法人土木研究所、独立行	(略)	厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。） 、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬品基盤研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務	事 務 分 掌 事 項

	国土交通 検査第二課	(略)	国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務	環境検査課
立研究開発法人建築研究所、独立行政法人都市再生機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の検査に関する事務	国土交通省港湾局及び航空局、航空保安大学校、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社並びに阪神国際港湾株式会社の検査に関する事務	(略)	国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務	国土交通省都市局及び水管理・国土保全局下水道部、環境省(他の課の所掌に属する分を除く。)、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人環境再生保全機構、

	国土交通 検査第二課	(略)	国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務	環境検査課
政法人建築研究所、独立行政法人都市再生機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の検査に関する事務	国土交通省港湾局及び航空局、航空保安大学校、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社並びに阪神国際港湾株式会社の検査に関する事務	(略)	国土交通省鉄道局、自動車局及び海事局、海難審判所、観光庁、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人自動車事故対策機構、東京地下鉄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の検査に関する事務	国土交通省都市局及び水管理・国土保全局下水道部、環境省(他の課の所掌に属する分を除く。)、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人環境再生保全機構、中間

		第四局			
農林水産 検査第三課	(略)	上席調査官 (文部科学担当)	(略)	文部科学 検査第一課	(略)
農林水産省生産局畜産部、水産庁、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発	(略)	国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の検査に関する事務	(略)	文部科学省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本私立学校振興・共済事業団、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）別表第一に掲げる国立大学法人及び同法別表第二に掲げる大学共同利用機関法人、独立行政法人国立大学財務・経営センター並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構の検査に関する事務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社、日本下水道事業団並びに一般財団法人民間都市開発推進機構の検査に関する事務

		第四局			
農林水産 検査第三課	(略)	上席調査官 (文部科学担当)	(略)	文部科学 検査第一課	(略)
農林水産省生産局畜産部、水産庁、日本中央競馬会、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人	(略)	独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構及び独立行政法人日本原子力研究開発機構の検査に関する事務	(略)	文部科学省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）別表第一に掲げる国立大学法人及び同法別表第二に掲げる大学共同利用機関法人並びに独立行政法人国立大学財務・経営センターの検査に関する事務	貯蔵・環境安全事業株式会社、日本下水道事業団並びに一般財団法人民間都市開発推進機構の検査に関する事務

		第五局		
経済産業	経済産業 検査第一課	(略)	情報通信検査課	農林水産 検査第四課
経済産業省のエネルギー対策特別会計に係	経済産業省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人日本貿易保険、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社産業革新機構及び株式会社海外需要開拓支援機構の検査に関する事務	(略)	総務省情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局、情報通信政策研究所並びに国立研究開発法人情報通信研究機構の検査に関する事務 検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	法人水産総合研究センター及び独立行政法人農畜産業振興機構の検査に関する事務 農林水産省農林水産技術会議、林野庁、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所の検査に関する事務

		第五局		
経済産業	経済産業 検査第一課	(略)	情報通信検査課	農林水産 検査第四課
経済産業省のエネルギー対策特別会計に係	経済産業省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社産業革新機構及び株式会社海外需要開拓支援機構の検査に関する事務	(略)	総務省情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局、情報通信政策研究所並びに独立行政法人情報通信研究機構の検査に関する事務 検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	水産総合研究センター及び独立行政法人農畜産業振興機構の検査に関する事務 農林水産省農林水産技術会議、林野庁、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の検査に関する事務

(略)	検査第二課
(略)	る経理、資源エネルギー庁、原子力規制委員 員会、国立研究開発法人新エネルギー・産業 技術総合開発機構、独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構、原子力損害賠償 ・廃炉等支援機構及び日本アルコール産 業株式会社の検査に関する事務

(略)	検査第二課
(略)	る経理、資源エネルギー庁、原子力規制委 員会、独立行政法人新エネルギー・産業技 術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガ ス・金属鉱物資源機構、原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構及び日本アルコール産業株 式会社の検査に関する事務